

令和6年度 掛川市・袋井市病院企業団 人事行政の運営等の状況の公表

「掛川市・袋井市病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、掛川市・袋井市病院企業団の任免、給与、勤務条件などの概要についてお知らせします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用・退職の状況 令和6年4月2日～令和7年4月1日

職種	R6.4.1 現在	期間中の 退職者	期間中の 採用者	R7.4.1 現在
医師	115人	34人	29人	110人
助産師・看護師・准看護師	578人	27人	43人	594人
医療技術職	210人	6人	28人	232人
事務職	64人	1人	13人	76人
技能労務職	26人	3人	3人	26人
合計	993人	71人	116人	1038人

※企業長(医師)を除き、再任用を含む

(2)事由別退職者数(令和6年4月2日～令和7年4月1日)

定年退職	普通退職	免職	失職	合計
8人	49人	—	—	57人

(3)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)※企業長1人は含みません

区分	～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳
医師		6人	21人	25人	12人	14人
助産師・看護師・准看護師	63人	83人	61人	68人	64人	68人
医療技術職	28人	41人	34人	29人	21人	18人
事務職	3人	8人	12人	9人	8人	11人
技能労務職	2人				1人	
合計	96人	138人	128人	131人	106人	111人
区分	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳～	計
医師	8人	4人	7人	3人	10人	110人
助産師・看護師・准看護師	64人	50人	23人	23人	27人	594人
医療技術職	18人	9人	10人	13人	11人	232人
事務職	9人	5人	3人	2人	6人	76人
技能労務職		6人	10人	6人	1人	26人
合計	99人	74人	53人	47人	55人	1038人

2. 職員の給与の状況

◎総括 ※企業長の給与は含みません

(1)人件費の状況(決算)税抜

区分	支出額A	人件費B	人件費比率(B/A)
令和6年度	20,449,974千円	10,680,171千円	52.2%

(2)職員給与の状況(決算)税抜 ※職員手当には退職手当は含みません

区分	職員数 A	給与費				1人あたりの 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
令和6年度	人 993	千円 3,803,236	千円 1,780,826	千円 1,572,278	千円 7,156,340	千円 7,207

◎職員の平均給料の月額、初任給などの状況

(1)職員の平均年齢及び平均給料、平均給与の月額の状況(令和7年4月支給分)

区分	平均年齢	平均給料の月額	平均給与月額
医師	42.8歳	580,199円	1,287,717円
助産師・看護師・准看護師	38.2歳	339,976円	408,763円
医療技術職	36.5歳	321,541円	393,479円
事務職	38.8歳	319,516円	399,736円
技能労務職	54.0歳	331,288円	348,929円

(2)職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分	学歴	企業団	国
医師	大学6卒	392,600円	366,200円
看護師等	大学卒	271,400円	255,400円
	短大3卒	264,900円	249,400円
	短大卒	260,500円	240,600円
医療技術員	大学6卒	259,600円	244,400円
	大学卒	246,800円	227,400円
	短大卒	230,300円	208,300円
事務職	大学卒	225,600円	220,000円
技能労務職	高校卒	199,000円	185,700円

(3)職員の級別分布の状況(令和7年4月1日現在)

級／区分	医師		看護師等		医療技術員		事務職		技能労務職	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
1級	22人	20.2%			10人	4.3%	11人	17.2%		
2級	36人	33.0%	222人	38.0%	67人	29.0%	12人	18.8%		
3級	22人	20.2%	118人	20.2%	45人	19.5%	12人	18.8%	5人	20.0%
4級	29人	26.6%	173人	29.6%	53人	22.9%	9人	14.1%	15人	60.0%
5級			40人	6.9%	34人	14.7%	17人	26.6%	5人	20.0%
6級			29人	5.0%	20人	8.7%	1人	1.6%		
7級			2人	0.3%	2人	0.9%	2人	3.1%		
8級										
計	109人	100.0%	584人	100.0%	231人	100.0%	64人	100.0%	25人	100.0%

※企業長を除く 1038人

◎職員手当の状況(令和6年度の状況)

(1)期末手当、勤勉手当

区分		企業団	国
支給割合	期末手当	2.50月分	2.50月分
	勤勉手当	2.10月分	2.10月分
加算措置の状況		職制上の段階、職務の級等による加算あり	職制上の段階、職務の級等による加算あり

(2)退職手当(令和6年度)

区分		企業団		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続期間別	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他加算措置		役職加算		役職加算 定年前早期退職特例加算(2~45%)	
1人あたり平均支給額		1,413千円	20,934千円		

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均です。

(3)その他手当(令和6年度) ※平均支給年額は支給を受けた職員の平均支給額

手当名	内容及び支給単価等	支給実績	平均支給年額
管理職手当	職責に応じ39,500円～164,700円	81,813千円	693,334円
扶養手当	配偶者:6,500円 子:10,000円 特定の期間:5,000円加算	73,740千円	225,505円
地域手当	医師:15%、医師以外:3%	200,603千円	208,094円
住居手当	借家:上限28,000円	64,520千円	73,906円
通勤手当	交通機関利用:実費 交通用具利用:通勤距離に応ずる	81,192千円	156,741円
単身赴任手当	23,000円+距離に応じた加算額	—	—
特殊勤務手当	診療手当:収益に応じて支給 夜間看護等手当:深夜に勤務を割り振られた場合 放射線取扱手当:X線撮影等に従事した場合 救急業務等手当:救急診療等に従事した場合	733,525千円	877,422円
時間外勤務手当	勤務時間を超えて勤務した場合:25～75%割増	381,081千円	442,089円
休日勤務手当	休日に勤務にした場合:35%割増	17,922千円	70,281円
夜間勤務手当	深夜(22時～翌5時)に勤務を割り振られた場合:25%加算	63,234千円	121,837円
宿日直手当	医師:20,000円～30,000円 医師以外:7,400円～11,100円	84,511千円	474,783円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が休日等に勤務した場合	3,867千円	87,895円

◎企業長の給料等の状況

区分	給料月額等	
給料	750,000円	
期末手当	4.60	
退職手当	算定方法	給料月額×在職月×支給率30/100
	支給時期	任期毎

3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況給与の状況

(1)勤務時間

週勤務時間	38時間45分		
主な勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
日勤	午前8時15分	午後5時00分	1時間
準夜	午後4時15分	翌午前1時00分	1時間
深夜	午前0時30分	午前9時15分	1時間

(2)年次有給休暇の取得状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

平均付与日数	平均取得日数	取得率
19.9日	11.4日	57.4%

(3)育児休業等の取得(令和6年度)

区分	男性	女性	計
子が出生した職員	25人	34人	59人
育児休業	11人	78人	89人
育児短時間勤務	0人	23人	23人
部分休業	0人	91人	91人

(4)特別休暇の概要

休暇等の種類		内容
病氣 休暇	公務・通勤による負傷、疾病	医師等の診断に基づく必要最低限の期間
	上記以外(私傷病等)	180日以内で医師等の診断に基づく必要最低限の期間
特別 休暇	公民権を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員等で出頭する場合	
	骨髄提供する場合	
	結婚する場合	連続する7日間以内(週休日・休日を含む)
	産前の場合	出産予定日前の8週間 ※多胎児の場合は14週間
	産後の場合	出産日の翌日から8週間
	保育時間	1日2回 各30分以内
	配偶者が出産する場合	2日以内(1時間単位での取得可)
	育児参加をする場合	5日以内(1時間単位での取得可)
	看護休暇	年間 5日以内(1時間単位での取得可) 小学校就学前の児童が2人以上の場合は10日
	短期介護休暇	年間 5日以内(1時間単位での取得可) 要介護者2人以上の場合は10日
	忌引休暇	1日～10日(週休日・休日を含む連続した期間)
	父母の追悼する場合	追悼行事ごと 1日以内
	リフレッシュ休暇	年間 7日以内
	被災時の家屋の復旧	必要と認められる期間
	災害による出勤困難	
	災害による危険回避	
	生理休暇	その都度2日以内で必要と認められる期間
	妊婦の通勤負担緩和	1日のうち1時間を超えない必要な時間
	妊娠時及び出産後1年以内で健診等を受ける場合	別に定める回数で1回につき必要な時間
	業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	適宜休息し、又は補食するために必要な時間
	妊娠に起因する障害のため勤務できない場合	必要と認められる期間

休暇等の種類		内容
特別休暇	ボランティア活動を行う場合	年間 5日以内
	感染症等による出勤停止	必要と認められる期間
組合休暇		30日 ※職員組合の活動に従事する場合
職務免除	人間ドック等の受診	1日以内
	共済組合が主催するライフプラン講座等への参加	必要と認められる期間
	その他企業長が認めるもの	必要と認められる期間 例：研修会への参加、講師として招聘等
介護休暇		通算して6月の期間内(3回以下)において必要と認められる期間
育児休業		養育する子が3歳に達するまでの期間 (分割して2回取得可能)
産後パパ育休		子の出生後8週間以内に8週間まで (分割して2回取得可能)
育児短時間勤務		子が小学校就学の始期に達するまでの間、週の勤務時間を19時間25分から24時間35分で設定

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和6年度）

職員が一定の事由により、その職務を十分に果たせない場合に、免職や休職などの分限処分を行います。また、職員が法令違反などの一定の義務違反をした場合に、免職、停職などの懲戒処分を行います。

区分	分限処分			懲戒処分			
	免職	休職	降任	免職	停職	減給	戒告
件数	0件	23件	0件	0件	2件	0件	1件

5. 職員のサービスの状況（令和6年度）

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの服務上の制約が課せられています。

6. 職員の福祉及び利益の保護状況（令和6年度）

(1) 福利厚生制度の状況

当企業団では地方公務員法第42条の規定に基づき、地方公共団体に義務付けられている福利厚生制度を実施しています。また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、静岡県市町村職員共済組合に加入しています。

区分		内容
共済組合	短期給付	職員や被扶養者が病気やけがをしたとき、死亡したとき、出産したときなどに必要な給付を行います。一般の健康保険制度等に相当する制度です。 ○保険給付：療養の給付、出産費、埋葬料など ○休業給付：傷病手当金、育児休業手当金、介護休業手当金など ○災害給付：災害見舞金など
	長期給付	職員が退職したとき、障害の状態になったとき、死亡したときに職員や遺族の生活の支えとして必要な給付を行います。一般の厚生年金等に相当する制度です。 ○退職共済年金：原則65歳から支給 ○障害共済年金・一時金：職員が在職中の病気やけがで障害の状態になったとき ○遺族共済年金：職員が死亡した時、遺族に支給
		○保健事業：健康診断助成、保養宿泊施設など ○貸付事業：普通貸付、住宅貸付など ○貯金事業

区分	内容		
職員互助会	職員の会費(給料の0.4%)で下記の事業を実施しています。		
	給付事業	弔慰金	会員又は親族が死亡した場合 5,000円～100,000円
		脱退記念品	会員が脱退する場合 10,000円～50,000円
		結婚祝金	会員が結婚する場合 10,000円～30,000円
		出産祝金	会員又は会員の配偶者が出産した場合 15,000円～30,000円
		傷病見舞金	会員が10日以上入院した場合 10,000円
	福利厚生事業		○活動助成 研修旅行、交流会、厚生事業補助金、体育・文化クラブ助成 ○健康教養推進事業 交通安全啓発、リゾート施設利用助成

(2)公務災害の認定状況(令和6年度)

職員が公務や通勤途上で負傷、障害、死亡等の災害を受けた場合に、公務災害補償制度により、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員災害補償法によって定められています。

区分	負傷	死亡
公務災害	34件	0件
通勤災害	0件	0件

(3)健康診断の実施状況(令和6年度)

区分	定期健康診断	人間ドック	予防接種 (インフルエンザ)	胃検診
受診者数	286人	906人	1,163人	29人

7. 職員の利益の保護について

(1)労働委員会

労働組合法第7条各号に違反する行為(不当労働行為)が企業団によって行われた場合には、職員は労働委員会へ救済申立を行うことができます。